平成２９年（フ）第２４２号
長野市篠ノ井布施高田226番地１シティーハイムハピスト201
債務者　清澤　純子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０４号
静岡県浜松市中区小豆餅１丁目１番３号コーポＢＩＧ105号室
債務者　大原　一芳
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５２９５号
大阪府東大阪市川田１丁目３番10号　Ｋ’ｓ　ｐａｓｔｒａｌ　202、前住所大阪府東大阪市川田１丁目10番18号
債務者　田畑　亜矢
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８１４号
大阪府八尾市植松町２丁目８番15号
債務者　松村　　悟
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０１号
大阪市旭区清水５丁目16番４―505号
債務者　橋　悠紀子（旧姓住谷）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０６号
大阪市鶴見区横堤３丁目10番１―110号
債務者　原田　良子（旧姓我那覇）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０７号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目３番14―305号
債務者　小林　良信
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０８号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目３番14―305号
債務者　小林とし子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２７号
大阪府高槻市今城町19番27号
債務者　小西　利宏
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３４号
大阪府吹田市垂水町３丁目１番７号（Ｇ１―１）
債務者　坂本　忠茂
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４０号
大阪府茨木市五十鈴町16番34号　プルミエール　403号
債務者　神崎　佳代
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５２号
大阪市住之江区浜口西２丁目９番22号　ベルメゾン浜口　201、前住所埼玉県所沢市並木２丁目１番地１―311
債務者　柿澤　秀司
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６６号
大阪市東淀川区淡路３丁目６番38号　橋本文化　１Ｆ７号
債務者　田中　文明
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６７号
大阪市西淀川区福町２丁目11番５号　リバーサイドふよう　207号室
債務者　澤村　篤美
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７８号
大阪市平野区長吉出戸１丁目１番４―403号
債務者　大山　照美
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1082番地１ニューセジュール畑中203号
債務者　**萩**崎　俊哉
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
長崎県長崎市星取１丁目２番27号
債務者　山崎　　修
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係